

Event' ャッハムへんわ」、参考書の出版は様々だった。

- (c) Luo 出の「*船舶賑糞法 (Ship Arrest Laws and Practice In PRC Maritime Courts)*」<sup>14</sup> <http://www.cni2012beijing.org/dct/page/65642> (last visited 2013/1/10) から入手した。

(c) 中國は、一九五〇年トノベト条約、一九九九年アレスト条約の下にても加入してこない。

(4) 海上運賃先渡契約 (F.I.R.T.) は基でく債権は海事債権ではなくとした[〇一二年の上海海事裁判所の判決が紹介された。]」<sup>15</sup> がである。

(5) 外国での訴訟または仲裁手続中では、船舶が中国国内にある場合には中国法の規定の手続にしたがって訴訟がある。<sup>16</sup>

(6) 本大会はかかる「船舶競売」のヤッハムへんわだ、この点はここで条約草案の作成が検討されることは認められない。

(7) 日本国事保全法」〇〇條一項参照。

(8) たとえども、債務者が故意に財産を隠匿または毀損するよつた場合にこの要件が満たされねば、これに反して、債務超過や倒産の場合は、国内に執行可能な財産がある以上（債務者がライバに寄港する定期船を運航している場合などもあれば）、アレスト

は認められない。

(9) やドニア改正法案が連邦議会に提出され、二〇一三年のまじるには成立する見込みであることが報告された。

(10) Hartenstein 出は、簡易裁判所は五千ヨーロッパの訴訟を管轄する裁判所であり、海事事件を処理する機関として世界中で認められる。この法は改正法であるが、まだ実現していない。

(11) 海事裁判所の管轄権については、事前に Carreira-Franceschi 出ら、「*The Jurisdiction of the Maritime Courts at the Panama Canal*」<sup>17</sup> という表題の原稿が配布された。<http://www.cni2012beijing.org/dct/page/65642> (last visited 2013/1/10)

(12) Radovich 出らの「*Franco-Zárate 出の「*Offshore Activity-New Regulations and Contracts**」<sup>18</sup> <http://www.cni2012beijing.org/dct/page/65642> (last visited 2013/1/10) から入手した。

(13) Supplytime 2005 ゼ「[https://www.bnmc.org/en/Chartering/Documents/TIME\\_Charter\\_Parties/SUPPLYTIME2005.aspx](https://www.bnmc.org/en/Chartering/Documents/TIME_Charter_Parties/SUPPLYTIME2005.aspx)」(last visited 2013/1/10) から入手した。

(14) Timagenis 出の「*羅加區編 (Enforcement on Shipping Companies by Creditors)*」<sup>19</sup> <http://www.cni2012beijing.org/dct/page/65642> (last visited 2013/1/10) から入手した。

## 万国海法会の将来：来たるべき数十年

藤田友敬

### I はじめに

北京国際会議の最終日である一〇月一九日の午前中に、「万国海法会の将来：来たるべき数十年」と題するセッションが開催された。一九九七年にアントワードで開催された万国海法会と同様、やはり「万国海法会の将来」という表題のもと、万国海法会の運営方法や作業アジャンダに関する議論が行われ<sup>(1)</sup>、その後の万国海法会のあり方に大きく影響を与えたが、五年を経た北京会議において、再び万国海法会のあり方にについて議論する機会が持たれたわけである。

検討のための素材として、会議に先がけ、万国海法会副会長である Stuart Hetherington 出から、「万国海法会——今後数十年に向けた将来——」[〇一二年一〇月北京] と題する文書が各國海法会に送付された。当時は、まだ万

国海法会幹事長 Karl-Johan Gombrii 氏が、①運営（財務、執行評議会、各国海法会の役割）、②作業プロジェクト（条約の履行、各国判例）、③新しい会員、④ウェブサイトとテクノロジー、⑤若年会員、⑥将来の会議、⑦諮問会員との関係、⑧出版物という八つのトピックを例示し議論を喚起した。これに対応して、各国海法会を代表して、さまざまな意見が述べられた。以下、それらの意見の概要を発言順に紹介した上で（1）、若干の感想を述べておきたい（II）。

## II 議論の概要

### 1 ニクアドル海法会

最初は Jose Apolo 氏（ニクアドル海法会会長）が口火を切り、運営に関連し、現在ティチュラリー・メンバーは名譽会員と同様に会費納入義務を免除されており、このためその存在意義が薄れていること<sup>(4)</sup>、各国海法会と万国海法会との間の意思疎通が十分うまく取れていないことを問題視する発言をした。

### 2 フランス海法会

次いで、Philippe Boisson 氏（フランス海法会会長）が、フランス海法会を代表して、長い意見を述べた。その要旨は次の通りである。

(1) 万国海法会の位置付——何をすべきか？　かつて万国海法会が、海事に関する国際条約作成のための主役であった時代があった。しかし、一九六七年に国際海事機関（IMO）が設立されて以降、その役割は次第に後退し、

現在では、主要な国際的法律文書は、政府間機関である国際海事機関、国連国際商取引法委員会といった機関によって作成されるようになっていた。国際海事機関においては、非営利団体である万国海法会は、諮問メンバーとしての立場で、積極的に参加する可能性を見いだしている。最初に考えなくてはならないのは、万国海法会はいわば国際海事機関の下請機関に甘んじているような現状に満足せざるを得ないのか、それともそれとは異なる存在意義を持ちうるのか、ということである。フランス海法会は、万国海法会は次の二つの機能を果たしうるのではないかと考える。

①規範作成の役割　フランス海法会は、万国海法会の条約作成能力については懷疑的である。現在では、各が国際条約を採択することを促進する役割を主に担っているのは政府間機関である。しかし、国際的に規範の統一をもたらす手段としては、「了解覚書（memorandum of understanding）」、モデル法、ガイドライン等といったものもあり得る。万国海法会は、このようなソフトローの作成の領域において有益な機能を果たしうる。国際条約の条約がそれだけで十分であることは稀であり、条約の解釈や履行のための何らかの柔軟な補充的なルールが必要とされることが多い。

フランス海法会は、モデル法、ガイドライン、勧告、行為準則といったものを作成することにこそ万国海法会の存在意義があるのではないかと考える。そのため海事の実務にとって必要な法律問題を探り、特定することが課題となる。そしてそのためにも海事産業における他の非政府機関（たとえば国際船主協会（IACS）、ボルチック国際海運協議会（BIMCO）、国際タンカー船主協会（INTER TANKO）、国際乾貨物船主協会（INTER CARGO）、国際保険連合（IUMI）、PI保険国際グループ、石油会社国際海事評議会（OCIMF）、国際救助者連合（ISU）、IAPH（国際港湾協会））へ、さらにはオフショア活動に関する法的文書を作成するためにはオフショア産業とも関係を密にし協働することが必要となる。

② モニタリング機能　今ひとつ重要な役割は、国際条約の履行や国内裁判所における解釈を監視し、これに関する情報を広めることである。万国海法会と国際船主協会が協働してこの作業を開始したことは大変喜ばしく、各國海法会との緊密な関係のもと発展させなくてはならない。フランス海法会は、フランス船主協会及びフランス政府とも接触しつつ、この作業に参加したい。

この領域では、すでにFrancesco Berlingieri氏による長年の貢献がある。しかし、万国海法会はさらに進まなくてはならない。国際海事条約の国内レベルの履行と解釈に関する情報を収集し、発信する責任者を指名すべきである。ウェブサイト上に構築された海事条約の解釈に関する各国判例のデータベースは大変よい試みであるが、すべての海事条約が網羅されているわけではないし、またデータベースも定期的にアップデートされなくてはならない。

そして万国海法会はその初心を忘れるべきではない。万国海法会は、海事法の統一を促進を目標とする「紳士のクラブ」であり、善意の専門家集団なのであって、業界の一部の利益のためのロビー集団や政治的なフォーラムでは決してないことを銘記すべきある。

(2) 万国海法会の組織　フランス海法会は、万国海法会がその役割を全うするために事務局は一層強化される必要があり、また運営・財務に関する事項と立法等の監視について一人の人間に権限を集中する必要があると考える。また万国海法会がその目標を達成するのに必要な財源を考えるなら、現在のように会費水準を大幅に下げてみるとが望ましい」とかどうかは疑わしいと思われる。

### 3 ギリシア海法会

Gregory Timagenis氏（ギリシア海法会議会長）は、フランス海法会の意見に部分的に賛成しつつも、次のように

述べる。すなわち、万国海法会が元来有していた機能が国際海事機関や国際連合に移つていったことは確かであるが、海事法の統一・調和のために万国海法会が果たすべき役割は依然残っている。万国海法会は、ロッテルダム・ルールズに見られるように、最終的には国際条約になり得る文書の最初の草案を用意し、それを国際機関に送付することができるし、また現にそうしてきた。そしてひとたび統一條約が採択されたなら、今度は、それができるだけ統一的な形で適用されるように尽力するのも万国海法会の役割である。その一例として、海事法における責任制限についての手続法的規律の問題が挙げられる。

またTimagenis氏は、万国海法会の会員については、若干の会費を支払うが議決権はない個人会員という新たなカテゴリーを作ることを検討してはどうかという。ついに若年会員については、さまざまな試みがすでになされてきており、執行評議会のメンバーに若年会員を加えることの意見を述べた。

### 4 スペイン海法会

Jose Goni氏（スペイン海法会会長）は、各地域の団体との連携の重要性を説き、とりわけ万国海法会は、毎年会合を開き、若い世代の法律家を生み出していくイberoアメリカ海事法機関（Instituto Iberoamericano de Derecho Marítimo）にもっと注意を向けるべきであるとの意見を述べた。

### 5 アメリカ海法会

Robert Parrish氏（アメリカ海法会会长）は、まず財務の問題について次のように述べる。アメリカ海法会は、三千名の会員を擁する巨大な組織であるが、その第一の機能は万国海法会の会員であるところにある。同氏は、近

年の万国海法会の会費の大幅な減額には感謝しつつ、アメリカ海法会が、五〇年前の経済状況のもとで決められたのと同じだけのものを支払い続けなくてはならないものかということへの疑問を述べた。Parrish 氏はさらに続けて、次のように述べる。すなわち、執行評議会は何事を行おうと計画するにせよ、それが何のためになるのかということを自問すべきである。そして海事法の形成については、いまや公的機関が主流であり、私的団体の果たしうる役割は限られてきていることを認識すべきである。万国海法会の役割についての詳細な再検討を行うことには奥深の必要があり、この問題を検討するための小さなグループを現在の万国海法会の執行部の外に設けるべきであるという。

## 6 中国海法会

Wang Pengnan 氏（中国海法会）は、万国海法会は、世界各国の運送法に関する国内法を収集し、編纂し、ブックレットの形で公刊すべきであると述べた。

## 7 ベルギー海法会

ベルギー海法会は、万国海法会には四つの重要な基本理念がある旨を指摘した。それは、(1)政府機関及び非政府団体からの独立性を保つこと、(2)異なる文化、異なる法制といった地域的な差異が組織とその運営に反映されること、(3)使命として掲げる法の統一がまだ未達成であることを認識すること、(4)船主、造船者、金融機関、P-I 保険者、保険者、海事精算人といったあらゆる利害関係者と協議すること、であるという。

## 8 イタリア海法会

Francesco Siccardi 氏（イタリア海法会）も、万国海法会の役割は再考されなくてはならないとした。さらに同氏は、海難救助条約やヨーク・アントワープ規則に関するセッションを含む本会議のあらゆるセッションにおける熱心な議論にもかかわらず、何一つ見るべき成果が達成されておらず、それは一つには十分な協議の時間がなかったことによるが、各国海法会のメンバーは、国際会議に単なるツーリストとして参加するのではなくて、もうときちんと準備をして臨むべきであり、また一部の海法会も問題をよく検討しておくべきであると批判した。

## 9 中国海法会

Chen Janzhong 判事（中国海法会）は、万国海法会の役割は、非政府機関であることから田舎と制限されるとした上で、たとえば船舶競売に関する草案は、たとえ完成したとしても、条約にはならないかもしないとの疑念を述べた。また裁判官の会合をおこなう方が条約の共通の解釈のために効果的な手段ではないかという。またそのこととの関係で、条約の適用・解釈をめぐるすべての判例法を網羅したデータベースの必要性を強調した。

## 10 アメリカ海法会

Lizabeth Burrill 氏（アメリカ海法会）は、万国海法会憲章一条が、その目的を「あらゆる適切な方法や活動により海事法のあらゆる局面における統一に資すること」とし、「この目的のため、各國海法会の設立を促進し、他の国際機関との協力を努める」と定めていたことに注意を喚起した。憲章は、当初から、伝統的なやり方以外の方法による法の統一をも予定していたのであり、これまでのやり方にとらわれないやり方で、万国海法会の目的を達成すべく

注意が払われなくてはならないと説いた。

## 万国海法会北京国際会議（二〇一二年）報告

### 11 オランダ海法会

Taco Van der Valk 氏（オランダ海法会）は、新たな個人会員のカテゴリーを設けるべきであるとのギリシア海法会の意見に反対するとして、またエクアドル海法会の懸念に対しても、ティチヨラリーメンバー制というのは資金調達のためというより、個人を認識するためにあるのだと説明する。その上で、各國海洋会の会員間のコミュニケーション（SNS）に万国海法会のためのグループを立ち上げるべきであるとする。また万国海法会の文書はウェブに掲示し、それに対し広く意見を募るべきであるとする。またFrancesco Berlingieri 氏の行いでもたデータベース作成は続けられなくてはならないが、あまりに時間がかかるために、多くの人は判決等の送付がされていないという問題があるという認識を示す。このため調査委員会のようなものを立ち上げるなり、何らかの改善策があるはずだとする。またルール形成のために、条約解釈の統一の方が、万国海法会にとってはよい手段ではないかと述べた。

### 12 ドイツ海法会

Dieter Schwampe 氏（ドイツ海法会）は、万国海法会の将来において、人材育成こそが鍵であるとして、万国海法会は、主として各國海法会を通じて、若年会員の育成に努めるべきことを強調した。また五つの西ヨーロッパの国が、共同で、その地域の若年の海事法律家のための会合を持ち回りで開催することを始めて六年経つ——次回会合はロットルダム——が、それが非常に成功を収めていることに触れた。そして同様の試みは、他の地域でも可能であり、若干年法律家の育成に有益であるはあだん語く。

### 13 執行評議会メンバーからの反応

JJGJで執行評議会メンバーから、若干の発言がなされた。Gombrii 氏（長から）、各國海法会と各國政府の関係がどうなっているかという点について質問が出された。Johanne Gauthier 氏（副会長）が、カナダ海法会、アメリカ海法会、フランス海法会は、その委員会のメンバーに政府関係者を加えていたと答えた。またカナダ海法会は、長年、政府機関との年一度の会合を持って来たと述べた。新たな海法会の設置のためのガイドラインでは、このような政府との交流の必要性が強調されしており、各國海法会は、よりよい活動ができるためにどうすべきか考えるべきだとする。

Benoit Goeman 氏（評議責任者）は、判例の収集について自分のアイデアをかいては執行評議会に示しており、執行評議会ではデータベースの改善策を検討中であることを報じた。またこれに関連してFrancesco Berlingieri 氏が各國海法会からの判例の情報があまりないと不満を述べたあと、各國海法会は質問状への回答はきちんとするとするが、最新の判決を送り続けるようないとほんまにしない」と、またBerlingieri 氏は各國海法会に各國の判例要旨の翻訳も求めていることを述べた。

### 14 カナダ海法会

Christopher Giachi（カナダ海法会）は、同海法会のウェブサイトには、おおむね資料をアップロードしていると述べた上で、データベースの作成には膨大な手間暇がかかるのであり、それを一人の人間に行わせるのは無理

であるという。したがって、資料の作成は各國海法会に委ね、万国海法会側でそれを監督する部署を置き、集まつた資料をそのウェブサイトに載せるという形をとるべからざるところ。あるいは各國海法会は検索可能な一定のフォームで判決をアップロードできるようにならねばよることとする。

### 15 執行評議会メンバーからの反応

やいに執行評議会メンバーから、次のようなコメントがなされた。<sup>208</sup> Hetherington 氏（議長）が、国際条約がより広く批准されるよう、国際海事機関法律委員会（IMO Legal Committee）及び国際船主協会（IACS）と協働し、方策を模索中であるといふ、それにより各國海法会と各國政府の間の意思疎通や協力も改善されるのではないかと思うとのコメントを述べた。

Hédi Gauthier 氏（副議長）から、若い世代の法律家のために特別な会員資格を設ける必要はないけれども、万国海法会は彼／彼女らを歓迎すること、また教育し、その才能・技量を伸ばす機会を与えることは非常に重要なとの見解が示された。

### 16 アメリカ海法会

Burrell 氏（アメリカ海法会）から、同海法会が他の国と共同で開催している地域的な会合が、友好関係を深めるとともに、各国の制度や政府の役割などといったものの相互理解のためにも非常に役立つとの見解が示された。そのような地域的な会合へ参加する障壁を低くし、地域的な会合のウェブサイトを作ることが望ましいとする。アメリカ海法会とカナダ海法会は定期的に共同会合を開催している」とも付言された。

### 17 フランス海法会

フランス海法会の Patrice Rembauville-Nicolle 氏から、同海法会は会員資格に若年者とそうでない者の差を設けないとはしていないが、若年法律家をできるだけ抜擢するようはしてらるとの発言があった。彼らが古い世代を押しのけ、同海法会を運営できるかと/orを示すことが奨励されるという。加えて、万国海法会では英語とフランス語が公用語であり、大陸法と英米法の大きな違いを前提とするならば、フランス語を軽視してはならないとの感想も述べられた。

## II むすび

### 1 北京大会後の動向

IIで見た通り、「万国海法会の将来」のセッションは、各海法会が思い思いの意見を述べだけで、とりたてて意見集約も行われず、「結論」として何か決定がなされたわけではない。このため、やして気にとめる必要はないと思われるかも知れない。確かに取るに足らない発言もなかつたわけではない。しかし、今後の万国海法会の運営、ひいては日本海法会の活動のあり方にも影響を与えるであろう重要な意見も少なからず含まれてらるゝとには留意する必要がある。実際、北京会議の後、万国海法会の新会長となつた Hetherington 氏は、各國海法会会長宛に送付された二〇一二年一月二三日付の手紙において、今後の万国海法会の課題や各國海法会の協力に期待する点を詳細に述べているが、そこでも「万国海法会の将来」のセッションの議論が大きく反映されてゐる。必ず「万国海法会の将来」のセッションで出された提案のふくつかは、すでに実行に移されてゐる（二〇一二年末

現在<sup>(5)</sup>。

第一に、他の非政府機関との連絡を密にするべきであるとの意見<sup>(6)</sup>に対応して、二〇一二年総会の直後に招集された執行評議会において、早速、リストアップされた機関毎に接触すべき担当者が割り当てられた。

また条約の履行や批准の促進のための課題を探るべく、北京会議の総会直後に招集された執行評議会において、国際海事機関法律委員会及び国際船主協会との共同常設委員会が立ち上げられた<sup>(7)</sup>。

さらに Facebook 及び Linkedin より、たソーシャル・ネットワーク・システム (SNS) を活用するとして、各國海法会の構成員、とりわけ若年会員間のコミュニケーションの活性化を図るという提案<sup>(8)</sup>については、提唱者の Van der Valk 氏が主導し、新たなサイトが立ち上げられてい<sup>(9)</sup>。

万国海法会の行うべき作業について検討するための、執行部とは独立の小規模なグループを立ち上げる<sup>(10)</sup>ことについても、新会長の積極的な見解が述べられている。多くの海法会によって言及された論点——万国海法会はソフトロー<sup>(11)</sup>の作成に大きく傾斜していくべきなのか、それとも条約草案の叩き合作りも続けるべきか等——については、そこで深く検討される<sup>(12)</sup>ことになるのである<sup>(13)</sup>。

## 2 今後の進展

やはりに日本海法会としても、中長期的な対処を考えなくてはならない問題もある。

(1) 各国判例に関するデータベースの整備 「万国海法会の将来」のセッションにおいて、多くの海法会がその重要性を強調したのは、国際条約の解釈にかかる各国判例法のデータベースの構築・整備である。すでに万国海法会のウェブサイトには、若干の情報が載せられているものの、あまりにも不十分である。万国海法会においても、今後

より組織的に各国海法会を通じた各国判例の情報収拾が行われる可能性は少なくないと思われる<sup>(14)</sup>。

仮にそうなった場合、いかに対処するか。提供すべき判例の選択、英文による判決要旨の作成といった作業は多大の労力を要する。それは日本海法会がこれまで行ってきた国際作業部会・国際小委員会からの質問状への回答等に用いる作業ではない。そこで、そのような労力には値しないと判断し、消極的に対応するか、それとも日本法に関する情報を海外に積極的に広めるいい機会だととらえ積極的に取り組むのか。公益財團法人としての日本海法会にふさわしい仕事とも思われる反面、自國判例の英語による紹介といった作業の持つ意義に、わが国の法律家（とりわけ実務家）の共感・賛同が得られるか、心許ない面もある。

(2) 地域的な会合 いくつかの海法会から指摘された地域的な会合については、すでにいくつかの先例がある。<sup>(15)</sup>

ドイツ海法会が言及したのは西ヨーロッペにおける試みであるが、アメリカでも同種の試みがなされているようだ<sup>(16)</sup>。アジアでも、今後似た試みがなされるかもしれない。すでにシンガポール海法会は、「アジア海事法コンファレンス」なる会合を行ってきており、二〇一二年四月には、その第五回が開催されるようである。このコンファレンスにはアジア各国からの参加者が期待される。今後は、万国海法会の主催する国際会議・コロキアム以外に、この種の地域的会合への参加、さらには地域的会合の開催といつたことも、日本海法会の活動に含まれてくる可能性がある。

(3) 海事の領域の若い法律家の育成 「万国海法会の将来」のセッションでは、若い法律家の育成の必要性も、異論なく強調された。Hetherington 会長から各國海法会会長宛の手紙の中でも、アメリカ海法会が若年法律家のための特別の常設委員会を設けていること、ヨーロッペの一部の海法会が共同して若年法律家のためのセミナーを定期的に開催していることについて言及しつゝ、その他の海法会においても同種の試みがなされることを期待すると述べられている。さらに Hetherington 会長は、若年法律家にわざわざチャンスを与えることの重要性にも触れ、国際

作業部会の活動にもむだがあるだけ若年法律家を登用する意向であるとして、各國海法会から適切な人材の推薦を求めていね。

日本海法会では、若年会員のための特別のプログラムや委員会は特に用意していない。しかし万国海法会や各國海法会の動向を踏まべると、少なくとも、万国海法会主催の国際会議・コロキアム（近年は例外なく若年会員のためのプログラムが用意されている）への派遣者選定のあり方、国内の委員会等の構成等において何らかの配慮をする必要はあるようは感じられる。

- (1) 山下友信「万国海法会の将来」海法会誌復刊四号一一九頁（一九九七年）参照。
- (2) 発言者の多くは各國海法会の会長等主要メンバーであり、その発言は当該海法会の意見と考えてよいと思われるが、一部には、発言資格がはっきりしないものも含まれている。以[ト]ドは、便宜上、（執行評議員を除き）発言者の所属海法会の意見として表記しておく。
- (3) 以[ト]の紹介は、各人の発言として筆者が理解した内容の概要であり、発言そのものの正確な再現ではない。
- (4) なお、藤田友敬「万国海法会二〇一二年総会報告」本誌本号一一七頁参照。
- (5) もともと提案の中には否定的な回答がなされたものもある。たとえば、事務局機能の拡充（112）については、Hetherington *新規帳の二〇一一年一月三日付の手紙*の中で、費用的に無理であるとされている。
- (6) 一一二参照。
- (7) 一一二参照。
- (8) 議長は Louis Mbanefo 出（執行評議員）、ナボーターは DeuchlerRediadiis 出（キャッシュト）。
- (9) 一一一参照。
- (10) 二〇一二年一一月、Linkedin 上“Comité Maritime International (CMI)”というグループが設立された。
- (11) 一一五参照。
- (12) ハクトローの重要な性について、おおむね共通していだかるの、万国海法会は条約作成への関心を祝金に放棄すべきか示的に触れられている。
- (13) 注(16) 参照。

はつことは、北京会議におこしよりヨアンスが分かれた（112及び133参照）。

(13) なお、万国海法会の実質や、ルール形成のプロセス、特徴について、藤田友敬「国際商取引における規範形成：万国海法会や

例として」（ハクトロー研究二号一〇七頁（二〇〇八年））参照。

(14) この点は、総会においても確認された（藤田友敬「万国海法会二〇一二年度総会報告」本誌本号一一〇頁参照）。執行評議会

はおこし、Benoit Goeman 氏（執行評議員）が担当することが了解されているようであるが、いまだにわざわざいた Francesco

Berlingieri 氏の作業との関係の調整等若干の課題を抱えているように思われる。

(15) ひとつ特定領域研究「21世紀におけるわが国の国際取引関係法の透明化と充実化——Doing Cross-border Business with/in Japan のため」（通称「日本法の透明化」プロジェクト）では、英文による日本判例のデータベースを構築した。

(16) 二〇一二年二月、Schwartz 氏が言及しているのは「ベルギー」、イギリス、フランス、ドイツ、オランダ海法会の共催による「二月間

のセミナーではないかと思われる。二〇〇六年に開始したこのセミナーは各国が順次ホスト国となるものである（これもドロヘン

ハ、ローテルダム、アントワープ、ハンブルク、パリで開催されている）。

(17) たとえば、アメリカ海法会、イペロアメリカ海事法機関の共催の会合（アエルムロカ・チャホヤ、二〇一二年一〇月二〇日～

一月一日）が行われる旨が、万国海法会ウェブサイトに予告されている。

(18) 第五回アジア海事法カンファレンスへの参加について、Hetherington *新規帳の二〇一二年一月三日付の手紙*において、「香港、中国、インドネシア、フィリピン、日本、韓国の各海法会からの代表者が出席する」とが記載され、（後述筆者）と明

示的に触れられている。